



すこやかな 子どもの成長を願って

地域の皆さんからの
連絡をお待ちしています

今、子どもたちのまわりには、不審者・虐待・いじめ・不登校・非行などのさまざまな危険や問題があります。特に、不審者・虐待・いじめは、人目につきにくい場所で発生しています。小さなことでも結構ですので、地域の皆さんで、何かお気づきの点がありましたら、左記の関係機関に「一報ください。匠瑛市の将来を担う子どもたちが、健やかで元気に成長できますよう、ご協力をお願いします。」

教育委員会学校教育課

—身近にある相談機関—
(1月4日～、土日祝除く・9時～17時)

- 銚子児童相談所
☎0479-23-0076
内容...虐待・非行・養育上の悩み
福祉課児童班
☎73-0096
内容...虐待・育児・不登校等
- 教育委員会生涯学習課
☎73-0005
内容...いじめ・虐待・不登校等
- 教育委員会学校教育課
☎72-1504
内容...いじめ・不登校・非行等

平成19・20年度

市競争入札参加資格 審査申請書の受け付け

市が発注する公共工事や物品の購入等は、原則として「入札参加適格者名簿」に登録されている業者を対象としています。

この名簿への登録希望者は、次の期間に「競争入札参加資格審査申請書」を提出してください。**建設工事**：1月15日～26日 **物品**・**役務提供**・**設計**・**測量**・**コンサルタント**等：1月29日～2月9日
受け付けは9時～12時、13時～17時。土・日曜日を除く。建設工事以外については、建設工事と同時に申請する場合に限り、1月15日から26日までの間にも提出することができます。

「匠瑛市競争入札参加資格審査申請書提出要領」等は、匠瑛市ホームページからダウンロードできます。また、市役所財政課窓口でも配布しています。

☎財政課管財班 ☎73・0085

公的年金の 源泉徴収票が届きます

公的年金のうち、老齢または退職を支給事由とする年金を受給している人に、1月31日までに社会保険庁から『源泉徴収票』が届きます。

これは、平成18年1月から12月までに支払われた年金額や源泉徴収税額を証明する書類として確定申告をするときに必要となる大切なものです。

なお、夫婦でそれぞれ年金を受給している場合、年金の種類等によって源泉徴収票の配達日が異なることがあります。

- ☎千葉社会保険事務局佐原事務所 ☎0478・55・1661、
- 市民課年金班 ☎73・0086、
- 野栄総合支所市民室 ☎67・312

償却資産

申告期限は1月31日(水)

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを営んでいる人が、その事業のために用いることができる機械、器具、備品などの有形固定資産をいいます。

このような事業用資産をお持ちの人は、毎年1月1日現在の資産所有状況を1月31日までに資産が所在する市町村に申告していただくことになっています。申告をしなければならない人...市内で農業を営み、償却資産を所有している人、および市内の店舗、事務所、工場などで事業用の償却資産を所有している人。

主な償却資産(例)

業種	対象となる主な償却資産
農業	田植機、乾燥機、もみすり機、鶏舎、牛舎、ハウス、ポンプ、動噴など
自営業	レジスター、パソコン、自動販売機、クーラー、応接セットなど
建設業	パワーショベル、クレーン、コンプレッサー、発電機など

平成18年に申告された人については、昨年12月中旬に申告書を発送しています。新たに資産を取得した人で申告書が必要な人は、税務課資産税班までお問い合わせください。
☎税務課資産税班 ☎73-0087

住基カードを利用しましょう



顔写真付きのカード(見本)

住民基本台帳カードは住民票の情報に基づいて発行されるカードです。顔写真付き、顔写真なしの2種類があり、表面に記載される事項が異なります。顔写真付きの住民基本台帳カードには住所、氏名、生年月日、性別が記載され、金融機関や官公署等での本人確認の際に運転

給与支払報告書の 提出をお忘れなく

事業主や青色申告をしている方で、給与(パート・アルバイト・専従者を含む)・賃金を昨年中に支払った方は、「給与支払報告書」を1月31日(水)までに税務課市民税班または野栄総合支所税務室へ提出してください。

- ☎税務課市民税班 ☎73・0087、
- 野栄総合支所税務室 ☎67・3113

免許証などと同じく公的な身分証明として使用できます。住基カード、電子証明書はともに発行料は500円です。ぜひご利用ください。

- ☎市民課戸籍班 ☎73・0086、
- 野栄総合支所市民室 ☎67・3112

国から地方へ税源移譲 平成19年度から 市県民税が変わります

市県民税は、市民の皆さんの日常生活に身近な関わりをもつ県や市のいろいろな仕事のための費用を、市民の皆さんにその収入に応じて負担していただく税金ですが、この度、国の所得税から地方の住民税（市県民税）へ3兆円の税源移譲が全国一斉に行われます。

これにより19年度から市県民税は増えますが、所得税の最低税率の引き下げにより、納税者の「市県民税+所得税」の税負担は変わりません。その他、暫定的な特例措置として実施されていた「定率控除（減税）」は19年度から廃止されます。

平成19年度（18年分所得）からの主な改正点

1. 市県民税の税率が10%に統一されます

市県民税の税率が10%（市6%・県4%）に統一され、所得税の税率構造が改正されます。（=表1）

税源移譲に伴う市県民税と所得税の改正は、皆さんに税負担増を求めるものではありません。

住民税の最低税率を引き上げる一方、所得税の最低税率を引き下げる他、調整措置を行いますので、税源移譲の前後で住民税と所得税の合計税額は、基本的に変わらないようになっていきます。（=表2）

表1

	現行(平成18年度まで)		改正(平成19年度から)	
	課税所得	税率 (市県民税分)	課税所得	税率 (市県民税分)
市 県 民 税	200万円以下	5%(3%)	一律	10% (6%)
	200万円超～700万円	10% (8%)		
	700万円超	13% (10%)		
所 得 税	330万円以下	10%	195万円以下	5%
			195万円超～330万円	10%
	330万円超～900万円	20%	330万円超～695万円	20%
			695万円超～900万円	23%
	900万円超～1800万円	30%	900万円超～1800万円	33%
		1800万円超	40%	

市県民税は19年6月分から、所得税は19年1月分から適用されます。

分離課税の譲渡所得を除きます。

2. 「定率控除(減税)」が廃止になります

平成11年度から実施されてきた定率控除(減税)は、19年度から廃止になります。これにより税額は増えることとなりますのでご注意ください。

平成18年度	市県民税所得割額の7.5%相当額(上限2万円)を控除
平成19年度から	廃止

所得税の定率控除(減税)も19年分から廃止されます。

表2 税源移譲前後の所得税と市県民税

税源移譲により市県民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

例 夫婦+子ども2人

子ども1人が特定扶養親族(16～22歳)・妻収入なし

給与収入	現行(単位:円)			改正(単位:円)			増減額
	所得税	市県民税	合計	所得税	市県民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,000	1,130,000	0円

一定の社会保険料が控除されているものとして計算していません(市県民税減額措置のための調整控除を行っています)。市県民税の均等割は含まれていません。定率控除(減税)は廃止されるため計算に含みません。

3. 市県民税減額のための「調整控除」の新設

市県民税と所得税では、基礎控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。（=表3）

これにより同じ収入金額でも市県民税の課税所得は所得税よりも多くなり、市県民税の税率を10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまいます。

そこで、納税者の税負担が変わらないように、市県民税における人的控除額差による負担増を減額調整するために調整控除が新設されました。

調整控除の算出方法

市県民税の課税所得金額が200万円以下の方

次のいずれか小さい額の5%

- ・人的控除額の差の合計(基礎控除額差を含む)

- ・市県民税の課税所得金額

市県民税の課税所得金額が200万円超の方

{人的控除額の差の合計(市県民税の課税所得金額 200万円)} × 5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

表3 所得税と市県民税の人的控除額比較(一例)

区 分	所 得 税	市 県 民 税	差 額
基礎控除	38万円	33万円	5万円
配偶者控除	38万円	33万円	5万円
老人配偶者控除	48万円	38万円	10万円
扶養控除	38万円	33万円	5万円
特定扶養控除	63万円	45万円	18万円

4. 65歳以上の非課税措置廃止による経過措置

65歳以上で前年の合計所得額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止になったことに伴い、これに該当する方で平成17年1月1日現在、65歳以上に達していた方(昭和15年1月2日以前生まれの方)には、平成19年度は市県民税所得割および均等割の税額の3分の1相当額を減額して課税されます。

なお、平成20年度からは全額課税になります。

問い合わせ 税務課 市民税班 ☎73-0087
野栄総合支所税務室 ☎67-3113